

募集要項について

○募集要項について

1. 助成の対象となる活動
2. 助成の対象となる団体
3. 助成の対象とならない活動
4. 助成の対象とならない団体
5. 審査の視点と不採択となった活動の具体例
 - 5-1. 審査の視点
 - 5-2. オンラインによる活動の視点
 - 5-3. 不採択になった具体例
6. 助成の対象となる経費
7. 活動計画上の留意事項
8. 助成金の額、規模
9. 申請期間、申請方法
10. 助成の交付の条件
11. 決定通知等
12. その他
13. 他団体の活動事例のご紹介
14. 経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成
 - 14-1. 助成の対象となる活動
 - 14-2. 助成の対象となる団体
 - 14-3. 助成の対象となる経費
 - 14-4. 助成金の額や申請期間等

○募集チラシ等の作成に関する留意点

令和6年度 子どもゆめ基金助成金 募集要項

1. 助成の対象となる活動

子どもの健全な育成を図ることを目的に、以下の期間の活動に対して助成を行います。

- 助成を行う対象期間：令和6年4月1日（二次募集の場合は10月1日）以降に開始し、令和7年3月31日までに終了する活動
- 助成の対象となる活動：活動分野は7分野、活動種類は4種類とします

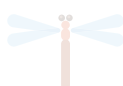
【活動分野と活動の種類】

| 活動の分野 1～7 | | | 子どもを対象 |
|-----------|-----|-------------|----------------------|
| 体験 | 分野1 | 自然体験活動 | 【種類1】 子どもを対象とする活動 |
| | 分野2 | 科学体験活動 | |
| | 分野3 | 交流を目的とする活動 | |
| | 分野4 | 社会奉仕体験活動 | |
| | 分野5 | 職場体験活動 | |
| | 分野6 | 総合・その他の体験活動 | |
| 読書 | 分野7 | 読書活動 | |

【活動分野ごとの趣旨】 防災教育やSDGsの推進等への体験活動は、各分野の趣旨を参考に申請してください。

| 活動の分野 1～7 | | | |
|-----------|-----|-------------|--|
| 体験 | 分野1 | 自然体験活動 | 子どもたちが自然に触れ親しむ活動を通 ・豊かな自然を活用した屋外活動 ・フィールドワークを活用した環境教育 ・身近な自然を生かした探究活動 等 |
| | 分野2 | 科学体験活動 | 子どもたちが理科や科学に触れ親しむ活 ・科学実験・観察実習活動 ・ものづくり体験や自然科学ワークショ |
| | 分野3 | 交流を目的とする活動 | 子どもたちが異年齢や異世代の交流、地 ・異世代や異年齢の方との交流体験や学 ・特色が異なる地域間交流 ・集団活動を通じた意図的な子ども同士 |
| | 分野4 | 社会奉仕体験活動 | 子どもたちが社会に積極的にかかわる活 ・地域の魅力を生かした地域おこしにつ ・地域の公共施設や河川・海岸等の清掃 |
| | 分野5 | 職場体験活動 | 子どもたちが職業を体験することを通じ ・地域の事業所や商店等での職業体験 ・地域産業を生かした加工・製造体験 ・地域の第一次産業（農林水産業等）を |
| | 分野6 | 総合・その他の体験活動 | 意図的・計画的に組み合わせた総合的な ・複数の活動分野を意図的・計画的に組 |
| 読書 | 分野7 | 読書活動 | 子どもたちが本に親しむ活動を通じて、 ・発達段階に合わせた本を使った読み聞 ・ワークショップ等を通じて本に親しみ |

「助成の対象とならない活動」について記載がありますので、詳細はP.10をご確認ください。



2. 助成の対象となる団体

次に該当する団体で、**当該団体が自ら主催し、子どもの健全な育成を目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体**が助成の対象となります。

1. 公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人
2. 特定非営利活動法人
3. 上記 1. 2. 以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く）
 - ① 国又は地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
4. 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

| 活動の種類 (①～④) | | |
|--|--|--|
| とする活動 | 子どもを対象とする活動を支援する活動 | |
| 【種類2】 経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動 詳細は P.20～21を ご確認ください。 | 【種類3】 フォーラム等普及活動 <具体例> ■体験活動や読書活動の振興方策等を研究協議するフォーラム ■体験活動や読書活動の普及啓発を図る講演会等 ※フォーラムとは、あるテーマをもとに基調講演や公開討論等のプログラムを実施する活動のことです。 | 【種類4】 指導者養成 <具体例> ■体験活動や読書活動の指導者・ボランティアとして活動する方を養成する研修会 ■すでに指導者やボランティアとして活動している方のスキルアップを図る研修会 ※申請入力時には指導者養成事業の全体像が分かるようなカリキュラム表 (P.47) を添付してください。また、実績報告書には受講者名簿を必ず添付するとともに、受講者が実際に指導者として活動した指導実績の把握、保管に努めてください。 |
| | | |

分野ごとの趣旨

じて、自然への理解や興味関心を深めること

活動

動を通じて、科学等への理解や興味関心を深めること

ップ 等

域間の意図的・計画的な交流等を通じて、互いの理解を深めること
 びあい体験

の交流体験 等

動を通じて、思いやりの心や豊かな人間性・社会性を育むこと
 ながる社会活動
 等

て、働く意義や目的を探究すること、望ましい勤労観・職業観を育むこと

営む方の指導を得ながらの職業体験活動 等

体験活動を通じて、子どもたちの総合的な力を育むこと
 み合わせた総合的な体験活動及びその他の体験活動 等

自主的に読書活動に取り組む意欲を育むこと

かせ会や読書会
 楽しむ活動 等

ご注意いただきたい
 ポイント

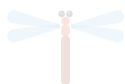
活動の「目的・ねらい」
 に沿った「分野ごとの
 趣旨」を参考に、活動
 の分野を選択し申請し
 てください。

3. 助成の対象とならない活動

- (1) 国又は地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関、地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等を含む）が実施する活動
- (2) 国又は地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関、地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等を含む）との共催で実施する活動
- (3) 活動の全部又は、大部分を他の団体等に請負わせて実施する活動
- (4) 他の機関・団体等から委託（指定管理）を受けて行う活動
- (5) 当該活動の実施により生じる収益等（寄附金・募金等を含む）を当該活動以外に充当（他団体に寄附する、団体の収益とする等）する活動
- (6) 物品販売（フリーマーケット、模擬店、バザー等）を行う活動
- (7) 下部組織を有する団体等が専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
- (8) 他の団体への助成活動（例えば、他の団体に助成金を支給する活動や、他の団体が主催する活動へ講師を派遣する出前講座等）
- (9) 宗教的又は、政治的宣伝意図を有する活動
- (10) 施設整備又は、備品購入を目的とする活動
- (11) 団体構成員を対象にして実施する活動
- (12) 学校の授業や行事の一環として行う活動
- (13) 舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とする活動
- (14) 乳幼児の保護者への支援を主な目的とする活動
- (15) 会員募集を目的とした活動
- (16) 国又は国が出資した基金等に補助金や助成金等の交付申請を行う活動
（例えば、芸術文化振興基金、スポーツ振興基金、社会福祉振興助成事業、地域と学校の連携・協働体制構築事業等）
- (17) 1活動あたりの交付申請額が2万円に満たない活動
- (18) 公序良俗に反する活動

4. 助成の対象とならない団体

1. 国又は地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関等を含む）
2. 地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等公立施設
3. 団体構成員が3名に満たない団体
4. 未成年が団体の代表者となっている団体
5. 暴力団等反社会的勢力に関与している団体



5. 審査の視点と不採択となった活動の具体例

5-1. 審査の視点

過去の子どもゆめ基金審査委員会及び各活動分野の専門委員会においては、以下のような視点、及び安全性、参加者に与える効果の視点から審査が行われています。申請される際の参考としてください。

- ・活動目的・内容の的確性
- ・活動の発展性
- ・活動の実現性
- ・募集人数
- ・費用対効果
- ・活動内容と指導者の人数
- ・子どもゆめ基金助成の趣旨との適合性

5-2. オンラインによる活動の視点

子どもゆめ基金では、対面による体験活動、読書活動の実施を前提に助成を行っていますが、オンラインによる活動についても以下のような視点で審査が行われています。

上記5-1. に基づき審査をしたうえで、オンラインを利用した活動については、以下の条件を満たしていることを確認しています。

- ・実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること
- ・テレビ会議システム等で双方向につながっていること
- ・実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること

なお、子どもを対象とした自然体験活動、読書活動におけるオンラインの活動は原則として認めていません。



5-3. 不採択になった具体例

【共通】

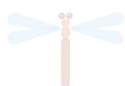
- ・これまでの実績報告を踏まえ活動内容や経費の使途が不適格であると認められた活動
- ・遠方へ行く必要性が認められない活動
- ・講師を遠方から招く必要性が認められない活動
- ・幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等の教育課程及び保育時間内で実施する活動
- ・部活動の延長または一部として実施する活動
- ・バスツアーのような活動
- ・外部のパッケージツアーに参加するだけの活動
- ・助成団体以外が主催する事業に参加するだけの活動
- ・専ら施設見学が中心の活動
- ・複数の申請で活動日や場所、指導者が重複している活動
- ・同一の内容が年間を通して繰り返し実施される活動
- ・子どもを対象とする活動で、主眼がスタッフに置かれている活動
- ・親子参加型の活動で、主眼が親に置かれている活動
- ・指導者養成の活動で、教員の資質向上が目的になっている活動
- ・指定管理を行う団体が、その指定管理施設において実施する活動計画を事前に地方公共団体に提出し、承認を受けて実施する活動
- ・指定管理を行う団体が、地方公共団体へ報告（利用に関する報告のみは含まない）する活動
- ・コンテストやスポーツ大会等の競技会のような活動

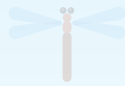
分野1【自然】

- ・自然体験活動がない
- ・子どもを対象としている活動でスキー、カヌー、ヨット、乗馬、ライフセービング等の技術の習得が目的となっている活動
- ・釣り大会やマウンテンバイク競技会等の自然の中で実施される競技会のような活動
- ・屋内でのカヌーやウォールクライミング等の活動
- ・モーターボートやスノーモービルを体験するだけの活動
- ・全体の活動時間の内、農業体験が占める割合が高い活動 ※農業体験は分野5【職場体験】になります。
- ・講師による講演をあらかじめ録画し、それらを視聴するのみの活動
- ・講師が録画した動画を視聴し、実技もテレビ会議システムを使用や、各自がそれぞれの場所で実践し行う活動

分野2【科学】

- ・科学体験活動がない
- ・ロボットコンテスト等の競技会のような活動
- ・プログラミングを体験するだけの活動
- ・活動内容が科学的なエビデンスに基づいていない活動
- ・事前に実験ワークキットを送付し、録画した実験についての説明動画を視聴してもらいながら、各参加者がそれぞれ科学実験を行う活動
- ・あらかじめ作成した講演の動画を配信し、視聴してもらう活動
- ・科学や理科工作についての指導者養成で、科学や理科工作についてあらかじめ作成した動画を視聴してもらい、理科工作の作り方指導についての実践は各自行う活動





分野3【交流】

- ・交流を目的としていない活動
- ・参加者同士の交流機会がない活動
- ・サッカー、スキー、カヌー、ヨット、乗馬、陶芸、楽器等の技術の習得が目的となっている活動
- ・盆踊り大会や地域のお祭り等に参加するだけの活動
(子どもたちが内容を企画し、その過程が明確なものは可)
- ・手紙のやりとり(文通)だけの活動
- ・指導者があらかじめ撮った動画を視聴し、集団遊び等をオンライン上で行う活動
- ・演劇や音楽、合唱等を録画し動画配信をする活動
- ・参加者があらかじめ撮った動画を見せ合うだけの活動
- ・交流体験活動のフォーラムで、発表や報告、講演内容をあらかじめ録画したものを配信する活動
- ・交流体験活動の指導者養成で講座について、あらかじめ録画した動画を視聴してもらい、実技についてはテレビ会議システム等で双方向につながりオンラインで行う活動

分野4～6【社会奉仕・職場体験・総合その他】

- ・社会奉仕体験活動がない
- ・職場体験活動がない
- ・専門的職業訓練のみの活動
- ・VR(バーチャル・リアリティ)、ゲーム等で疑似体験するだけの活動
- ・地域おこしの活動において、指導者が課題を参加者に送り、提出してもらった成果を団体HP等で掲載をして発表をするのみの活動
- ・子どもたちが自分で街づくりや地域おこしに取り組んだ成果についての発表、自分たちが習得した技術(演劇や音楽、合唱等)を録画し動画配信をする活動
- ・社会で働く人たちの動画を作成し配信する活動
- ・合唱や伝統芸能(能や歌舞伎)について、練習内容は指導者からメール等で送り、指導者作成の動画等を視聴して各自練習し、発表のみテレビ会議システムを使用してつながりオンライン上で行う活動
- ・植物を植えて育てる活動で、あらかじめ花の種等を参加者に送り、動画で植え方を視聴して家で花を植えてもらう活動
- ・ボランティア活動や地域活性化の講演、発表、活動報告をあらかじめ録画し配信する活動
- ・ボランティア育成のための指導者養成で講座についてはあらかじめ録画した動画を視聴してもらい、実技についてもテレビ会議システムで双方向につながりオンラインで行う活動

分野7【読書】

- ・読書活動がない
- ・読書感想文コンクール
- ・研修視察
- ・蔵書収集が主な目的の活動
- ・文化伝承の手段として本を使用しない語り(昔話、民話)のみを行う活動
- ・原画や本の展示のみを行う活動
- ・フォーラムを開催するにあたり、あらかじめ作成した講演の動画を配信し視聴してもらう活動
- ・読み聞かせの指導者養成で、本の選び方等の講座についてはあらかじめ録画した動画を視聴してもらい、読み聞かせを実際に行うカリキュラムについてはボランティア先を紹介し、各自実践してもらう活動



6. 助成の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、雑役務費、その他経費）とします（「経費の取扱いについて」P.27～33参照）。

7. 活動計画上の留意事項

- (1) 助成活動の実施にあたっては、旅行業法等に抵触することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。
- (2) 活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務づける等の対策を講じてください。
- (3) 募集案内等各種印刷物の作成にあたっては、著作権を侵害することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。
- (4) 費用対効果の観点から、必要最小限の費用をもって最大限の成果・効果が得られるように努めてください。
- (5) 上記事項の他、P.16～17の助成の交付の条件も参照してください。

8. 助成金の額、規模

- (1) 1活動あたりの助成金の額は、2万円以上限度額までとすることとし、子どもゆめ基金審査委員会において活動内容等を審査し、予算の範囲内で決定します。したがって、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りません。
- (2) 1活動あたりの助成金の額は活動規模によって限度額が異なります。また、募集時期によっても申請できる規模や件数が異なります。
 - 1次募集：活動規模にかかわらず申請が可能です。限度額は下表を参照ください。
 - 2次募集：市区町村規模のみ申請数は3件が上限です。
- (3) 「全国」及び「都道府県」規模で継続して行う活動の助成は、5年間までとします。
ただし、6年目以降については、毎年一定の見直しを行っている場合に限り、助成金交付の対象とします。
6年目以降は、申請のたびに電子申請システムの「添付資料」ページにある「その他必要書類」欄に見直し内容を入力してください。

| 募集 | 活動規模（※3） | 参加者を募集する範囲 | 限度額 |
|--------|----------|--|-----------|
| 一次募集 | 全国規模 | 24都道府県以上で募集 | 600万円（※1） |
| | 都道府県規模 | 全国規模以外で、都道府県下全域または、都道府県を越えて募集 | 200万円（※1） |
| | 市区町村規模 | 上記以外で、市区町村単位または、複数の市区町村にて募集 二次募集は3件まで | 100万円（※1） |
| 50万円以下 | | | |
| 二次募集 | | | |

※1 活動実績のない新規団体（※2）が一次募集に申請し採択された場合、原則として助成金の限度額は上表の2分の1とします。

- ※2 「活動実績のない新規団体」とは、令和4年4月以降に設立された団体が該当します。ただし、令和4年3月以前に設立された団体であっても、令和4年度及び令和5年度に活動実績がなければ該当します。
- ※3 活動規模は、過去に同様の活動を実施したことがある場合、実際に参加者の応募があった地域を考慮し、実態に即した規模を選択してください。

9. 申請期間、申請方法

(1) 申請期間

令和6年度助成活動の募集は、＜一次募集＞と＜二次募集＞に分けて実施し、それぞれの対象となる活動期間、申請期間は以下のとおりです。

| 募集 | 募集対象となる活動 | 活動期間 | 申請期間 |
|------|--|--------------------------|-----------------------------------|
| 一次募集 | すべての活動 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日 | 令和5年10月1日から <u>11月21日17:00</u> |
| 二次募集 | 申請件数 ：上限3件 活動規模 ：市区町村規模 助成金申請額 ：1件あたり50万円以下 | 令和6年10月1日から 令和7年3月31日 | 令和6年5月1日から <u>6月18日17:00</u> |

※一次募集で申請・採択された団体も、二次募集に申請することが可能です。

※一次募集では4月1日～3月31日まで実施する活動が申請可能ですが、**二次募集では10月1日以降に開始する活動しか申請できません。**

(2) 申請方法

電子申請システムを利用した申請のみ受付となります。

子どもゆめ基金ホームページ (<https://yumekikin.niye.go.jp>) よりログインしてください。

電子申請締切日の17:00以降の申請は一切受け付けません。余裕をもって申請してください。

＜初めて電子申請システムをご利用される方＞

- ・初めて電子申請システムをご利用される場合は、事前にIDの申請・発行手続きが必要となります。
- ・IDの発行は自動ではなく、職員が手作業で行っているため、平日17:45以降や土日祝日は発行できません。
- ・ID申請の集中が予想される締切り間近はIDの発行に時間がかかりますので、**余裕をもって申請してください。**
- ・ID申請は入力途中で一時保存ができません。入力途中で中断した場合は、再入力が必要になりますのでご注意ください。
- ・ID申請を入力途中で中断した場合や申請不備で不承認となった場合、同じIDを利用することはできません。

10. 助成の交付の条件

助成金交付決定通知書には、助成金の交付の条件として以下が附されています。これらの条件を満たしていない場合、助成金を交付しないことがありますので、申請される際の参考としてください。

●活動内容に関すること

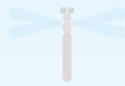
- (1) 交付要綱及び子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領を遵守すること。
- (2) 助成活動団体が公立施設の指定管理者の場合、当該公立施設の主催とならないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等助成対象とならない団体と共催しないこと。
- (4) 競技会やコンテスト等が主な目的とならないこと。
- (5) 蔵書が主な目的とならないこと。(読書活動のみ)
- (6) 助成活動団体以外が主催する事業に参加するだけの活動は実施しないこと。
- (7) 指導者養成の活動で資格取得が可能な場合、資格取得を必須として活動を実施しないこと。
- (8) 図書館司書の資格を習得するための活動は実施しないこと。(読書活動のみ)
- (9) 団体構成員が指導・運営に関わることなく、外部指導者(講師)のみにより実施するような活動を行わないこと。
- (10) フリーマーケット、バザー、本の販売等の物品販売(助成団体以外が販売する場合も含む)を行う活動は実施しないこと。
- (11) 屋内のみで行われるカヌーやクライミング等の活動はしないこと。(体験活動のみ)
- (12) モーターボートやスノーモービル等を体験するだけの活動は実施しないこと。(体験活動のみ)

●参加者及びその募集に関すること

- (1) 募集方法は公募とし、各回の参加者数が10人を下回らないよう、チラシ・ポスターを公共機関等に配布するなど広く参加者を募集すること。
- (2) 会員にならなければ参加できないような募集を行わないこと。また、会員と非会員で参加費の金額に差を設けないこと。
- (3) 子どもを対象とする体験活動で大人の参加者が子どもより多くならないよう努めること。

●経費に関すること

- (1) 活動の実施にあたっては、必要最小限の費用をもって効果を得ることができるよう努めること。
- (2) 「(当該年度の)子どもゆめ基金助成金交付の手引き」で示した「経費の取扱いについて」を遵守すること。
- (3) 収支計画表の積算内訳に記載した経費の種類、単価、数量については、大幅な変更が生じないように努めること。なお、大幅な変更が報告された場合には、助成対象とできない場合がある。
- (4) 活動の全部又は大部分を助成活動団体以外に請け負わせた場合は、交付を行わない場合がある。
- (5) 活動に係る収入があった場合は、収入の部に全額計上すること。
- (6) 指導及び運営委託に関する雑役務費を増額する場合には、助成対象とならない場合がある。



●その他の条件

- (1) 助成活動の実施に関する一切の責任については、助成活動団体が負うこと。
- (2) 参加者募集のためのチラシ・ポスター、会場看板、活動のしおりや活動報告書等を作成する際には、子どもゆめ基金助成金による活動である旨を表示すること。
- (3) 活動の実施にあたっては、安全対策に配慮すること。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者にPFD（Personal Floating Device 通称：ライフジャケット）を着用させるなど、適切な安全対策を講じて活動に取り組むこと。（体験活動のみ）
- (4) 活動中に食品を扱う場合、衛生管理に十分配慮して実施すること。また、必要に応じて保健所の指導を受けること。
- (5) 交付の条件を満たすことが難しい場合などは、子どもゆめ基金と協議すること。
- (6) 助成活動団体の名称、代表者の変更をする時は、ただちに報告すること。なお、代表者は成人であること。
- (7) 人形劇、パネルシアター等の手法を用いて読書活動を実施する場合には、子どもが読み聞かせや本の紹介などを通じて本に接する機会を設けるなど、「子どもの読書活動の振興を図る活動」であることを意識して活動に取り組むこと。（読書活動のみ）

※上記の他、活動ごとに個別に交付の条件を附す場合がありますので、交付が決定した場合、交付決定通知書に記載された「個別に附す条件」をご確認ください（P.60 Q1-44）。



11. 決定通知等

申請された活動の審査結果については、令和6年4月上旬（二次募集は令和6年9月上旬）を目途に通知します。不採択となった場合も同様です。

なお、採択された活動については、子どもゆめ基金のホームページにて、団体名と活動名、交付決定額を公表します。

12. その他

- (1) 募集については、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や助成金の額、スケジュール等を変更する場合があります。
- (2) 申請書及び添付資料に記載された個人情報は、「国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき、国立青少年教育振興機構業務及び子どもゆめ基金助成業務以外の目的には使用しません。
- (3) 助成活動は、令和7年3月31日までを活動期間としていますが、令和7年3月31日以前に開始し、令和7年4月7日までの期間に終了する活動であれば申請することができます。

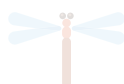
★助成金に関する情報は、子どもゆめ基金ホームページをご覧ください。★

電子申請システムの利用及び各種様式がダウンロードできます。

<https://yumekikin.niye.go.jp>

子どもゆめ基金

検索



13. 他団体の活動事例のご紹介

子どもゆめ基金では、助成団体の事業運営を支援するため、他団体の持つノウハウや助成団体が知りたい取組や工夫等をホームページに掲載しています。

申請を検討される場合は、子どもゆめ基金ホームページにある「助成団体に聞いてみた！」をぜひご覧いただき、申請の参考にしてください。



こちらからご覧いただけます
子どもゆめ基金ホームページ

<https://yumekikin.niye.go.jp/sharing/>

7つのカテゴリーにて様々な事例を紹介しています



活動企画内容について、取組事例を紹介しています。



チラシ・ポスター作成時の工夫について、取組事例を紹介しています。



参加者募集・申込についての取組事例を紹介しています。



他団体との連携して行われた取組の事例を紹介しています。



指導者・スタッフの確保、指導研修の事例を紹介しています。



団体運営にかかる資金調達の取組の事例を紹介しています。



安全管理、特に保険についての事例を紹介しています。

14. 経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成

民間団体が、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として体験活動や読書活動を行う場合、通常は対象外とされている参加者の交通費・宿泊費や飲食代等（自己負担経費）について、特に助成の対象とすることで、子どもの参加に係る負担を軽減します。

14-1. 助成の対象となる活動

下記①又は②に該当し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われるP.8～9の【種類2】に掲げる活動に対する助成を行います。

- ① 民間の児童養護施設や母子生活支援施設及び一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会並びにこれに加盟する母子福祉団体が行う体験活動や読書活動
- ② 上記①以外の民間の機関・団体が、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として、児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体等と協力して行う体験活動や読書活動

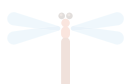
なお、上記②に該当する場合は、次の2点について、A4用紙1枚程度の資料を作成し、申請時に添付してください。

- 貴団体が協力を得る団体の名称、団体概要、担当部署及び連絡先
- 貴団体が協力を得る具体的な内容

14-2. 助成の対象となる団体

次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として、子どもを対象とした体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が助成の対象となります。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) (1)及び(2)以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く。）
 - ① 国又は地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- (4) 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体



14-3. 助成の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、雑役務費、その他経費）とします（「経費の取扱いについて」P.27～33参照）。

参加者の「交通費」「宿泊費」「飲食代」「入場料・体験料」「保険料」については「B.助成対象外経費」としていますが、子どもの参加に係る負担を軽減するため、「A.助成対象経費」として取扱えることとします。

これらの特に助成の対象となる経費（下記※参照）は、申請書の収支計画表において「**経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動において特に助成の対象となる経費**」の欄に計上してください。

ただし、各経費の上限額は「経費の取扱いについて」に準じるとともに、この欄に計上できる金額の合計は、参加者の実人数に活動日数と7千円/日を掛けた金額を上限とします。

※経済的に困難な状況にある子どもを対象とする体験活動や読書活動への助成において、特に助成の対象となる経費

○旅費のうち、参加者の交通費・宿泊費

○その他の経費のうち、

- ・会場の借上げ代で参加者の寝食にかかる経費

- ・参加者の傷害保険及び賠償責任保険料

- ・参加者の活動プログラム中の飲食代、炊事材料代

※参加者以外のスタッフ（指導者、協力者等）分が含まれる場合、代金を人数で按分し、スタッフ分はB.助成対象外経費としてください。

- ・参加者の宿泊施設使用料、入場料及び体験料

- ・（バス借上げ代が15万円を超える場合のみ）移動用のバス借上げ代のうち、15万円を超え25万円までの経費

*バス借上げ代は、通常の助成とおり「借料損料」として計上

※主催団体（例えば児童養護施設）の職員は、参加者ではなく団体構成員として整理してください。

14-4. 助成金の額や申請期間等

助成金の額、規模、申請期間、申請方法、助成の交付の条件、決定通知等、その他の要領については通常の助成金の募集要項と同じです（P.14～18参照）。